

別表1 保守点検業務作業基準表

1 施設等全般

設備区分	対象	数量	保守点検事項	区分				
				毎日	毎週	毎月	隔月	随時
(共通事項)								
日常監視および記録	保守時間	1～3名	昼間：8時半～17時まで（開園日）	○				
		1名	夜間：17時～8時半					○
	点検記録報告		各種点検記録	○				
電気設備	制御盤	1式	発停作動点検確認					○
空調設備	制御機器	1式	目視、異常音有無点検					○
衛生設備		1式						○
建築物定期点検		1式	建築基準法第12条に基づく定期的な点検					○
その他	各箇所の清掃		各設備の清掃					○
(電気設備)								
電気設備の 運転操作	受配電設備	1式	受配電設備の操作および自家発電設備の運転					○
低圧配線 負荷設備	動力制御盤	4面	各部の損傷、腐食、発錆、汚損、異物付着の有無、各端子加熱の有無、締付け、外観、盤内通風、振動、共響、接地端子のゆるみ、電流、電圧、ブレーカーの作動状態等の点検、器具類の取り付け、軽微な修理ほか					○
	低圧電動機							○
	電灯分電盤							○
	配線	1式						○
	照明設備	1式						○
	コンセント 設備	1式						○
自家発電設備	自家始動 発電機盤		各部の損傷、腐食、発錆、汚損、異物付着の有無、各端子加熱の有無、締付け、外観、盤内通風、振動、共響、接地端子のゆるみ、軽微な修理ほか					○
	直流発電盤						○	
	三相交流発電機						○	
	ディーゼル エンジン		運転試験、各機器動作状況の点検			○		
弱電設備機器			各ランプの点検、取替え、軽微な修理ほか					○
放送設備	スピーカー、 マイクロホン	1式	音量溶接および軽微な修理ほか					○
CATV設備		1式	設置箇所の外観点検ほか					○
照明制御		1式	点滅、タイマー時刻、動作確認ほか					○
通信設備	電話交換機	1式	外見・機能点検確認ほか					○
			管理棟非常用インターホン、およびキャビンインターホンの機能確認					○
非常警報設備	警報盤	4面	呼出表示灯の動作確認					○
	呼出表示灯	1式	ランプ取り換え					○
	避雷針	1式	アース抵抗測定、点検			年に1回		
ゲート設備	ゲート装置	1式	駐車場発券機、ゲート本体の動作確認					○
			冬期撤去に伴い、機器内部の清掃および一般調整、異常確認			年に2回		
生ゴミ処理 設備	生ゴミ処理機	1式	処理槽内の不純物の除去、温度確認					○
			本体機器の動作確認、処理槽の調整					○
太陽光発電 設備		1式	外観確認、室内制御コントローラーの動作確認					○

(空 調 設 備)									
空 調 機	ガス冷媒加熱式ルームエアコン (使用した月に限る)	3台	1 運転確認、絶縁温度、電源電圧			○			
			2 フィルター確認			○			
			3 コントローラー作動確認			○			
			4 振動、騒音、異常音の有無点検			○			
	強制給排気式ガストーブ (使用した月に限る)	16台	1 運転確認、絶縁温度、電源電圧			○			
			2 フィルター確認			○			
			3 振動、騒音、異常音の有無点検			○			
	天井扇	13台	1 回転状態点検			○			
			2 モーター音確認			○			
			3 振動、騒音、異常音の有無点検			○			
			4 プロペラの汚れ状態確認			○			
	換気扇	17台	1 回転状態点検			○			
			2 モーター音確認			○			
			3 振動、騒音、異常音の有無点検			○			
GHP 室外機 (使用した月に限る)		3台	1 外観点検、運転状態確認			○			
			2 振動、騒音、異常音の有無点検			○			
(給排水等設備)									
給水・排水 衛生ポンプ	各機器共通	1式	警報装置作動確認			○			
			各部水漏れ、各バルブ点検			○			
	湧水取水口	2箇所	取水口のつまり除去、取り入れの確認				○		
	湧水浄化槽	3箇所	浄化槽内のつまり除去、送り出しの確認				○		
	湧水受水槽	1箇所	開閉弁の漏洩点検				○		
	自動給水ポンプ	4台	外観、振動音、水漏れ、電流値、絶縁状態の確認	2回／年					
	受水槽	1台							
	揚水ポンプ	2台							
	循環ポンプ	2台							
	浄水設備制御盤	1台	異常の確認	○					
	受水槽120t	1台	貯水量の確認、流入および排出量の計測	○					
	排水槽	2箇所	機器状態、流放流状態、沈殿槽、消毒層の確認			2回／月			
			運転状態の確認						○
	給排水器具	1式	各供用施設の器具の点検、調整 (洗面器、便器、シャワー、流し台、足洗い場を含む)						○
	配管	1式	配管つまり、凍結防止ヒーターの確認						○
給湯設備	ガス給湯器	14台	外観、ガス漏れ、燃焼状態、作動状態の点検					○	
			予備給湯（即湯機能）状態の点検					○	
			ガス配管の点検					○	
	小型湯沸し器	14台	外観、ガス漏れ、燃焼状態、作動状態の点検					○	
			ガス配管、ガス残量の点検					○	
電気湯沸し器	1台	外観、水漏れの点検					○		

2 電気工作物 隔月点検及び年次点検（定期点検A＝隔月点検・定期点検B＝年次点検）

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				(Ⅰ)	(Ⅱ)	
受電設備（含配電設備・二次変電設備）	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電線及び支持物	絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	母線、計器用変成器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	断路器、避雷器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電力用コンデンサ	放電雑音チェック		○		
	その他機器	温度チェック		○		
						必要の都度
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度試験			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
						必要の都度
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回／年	○	○	
		液温測定	1回／年	○	○	
		電圧測定	1回／年	○	○	

電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電動機、電熱器	絶縁抵抗測定			○※1, 6	
	電気溶接機	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	その他の電気機器類	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	配電線路の電線等	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	及び支持物					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○	○	○	必要の都度
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器・開閉器	受電設備と同じ				受電設備と同じ
	その他の電気機器類					受電設備と同じ

- 注 (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいいます。
- (2) 定期点検B (Ⅰ)は無停電で行う点検(無停電点検)で、定期点検B (Ⅱ)は点検(停電点検)をいいます。なお、定期点検B (Ⅰ)を実施する場合は3年B (Ⅱ)を行うものとします。
設備の条件等により定期点検B (Ⅰ)を適用しない場合があります。
- (3) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある
- (4) ※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、定期点検B (Ⅰ)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあり
次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※2を付した絶縁破壊電圧試験は外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により
れた時に実施する。
採油により試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検
- (5) ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過
たものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、定期点検B (Ⅰ)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあり
次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※3を付した絶縁破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)に
れた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検
- (6) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあ
- (7) ※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB
ものとします。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。
- (8) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
- (9) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A, B実施時
1回行うものとします。

3 給排水等設備

保守点検、作業名	回数	備考
1 環境衛生管理		
・水質検査		
飲料水基準項目（51項目）	1回／年	4月
一般基準項目（10項目）	1回／月	6～11月
・貯水層、取水口清掃		
湧水浄化槽（3箇所）	1回／年	
湧水受水槽（3t）（1箇所）	1回／年	
湧水取水口（2箇所）	1回／年	
・受水槽清掃		
受水槽（120t）	1回／年	4月
2 給水施設点検		
薬液（凝集剤・アルカリ剤・塩素）の確認・補充	適時	
水道設備機械室内各制御盤機器	適時	
受水層外観・内部	適時	
機械室・受水槽・濾過器の配管	適時	
3 濾過装置・ポンプ保守点検		
・濾過器内部および配管	2回／年	
・上水ポンプ	2回／年	
4 排水槽保守点検		
・南側系 281人槽（56m ³ ／日）	2回／月	
・北側系 365人槽（73m ³ ／日）	2回／月	

4 消防設備

設備区分	対象	数量	保守点検事項	区分	
				毎月	随時
消防設備	総合点検	1式	消防設備点検資格者による総合点検、整備ほか		2回／年
自動火災警報装置	受信機・中継機	1面	各点検記録、整備ほか		2回／年
	感知器	40個	各点検記録、整備ほか		2回／年
	発信機	1面	各点検記録、整備ほか		2回／年
誘導灯、標準設備	誘導灯、標識	4個	非常照明灯外観点検、清掃	○	
			ランプ点灯確認、取替	○	
			充電器、結線接続、電源の確認	○	
消火器設備	消火器	37個	外観点検、表示点検		2回／年
			圧力点検、確認ほか		2回／年

別表2 清掃業務作業基準表

施設名 清掃箇所 材質 面積 (m ²)				日常清掃 (週2回又は利用前後)					定期清掃			備 考
				掃き掃除	拭き掃除	床モップ掛け	便器洗浄	窓ガラス清掃 (片面)	遊歩道掃き掃除 月2回	ワックスがけ又は洗剤洗浄 年1回	窓ガラス清掃 (両面) 年3回	
管理棟ロビー	床	フローリング	177.35	○		○				○		
	窓	ガラス	65.50					○			○	
廊下	床	フローリング	35.64	○		○				○		
会議室	床	カーペット	94.77	◎						◎		
	窓	ガラス	30.40					○			○	
トイレ	床・便器	タイル	168.50	○		○	○					
サニタリー3棟	床・便器	タイル	367.50	○		○	○					
	窓	ガラス	19.80					○			○	
炊事棟	土間	コンクリート	146.40	○								
キャビン5サイト	床・便器	フローリング	232.20	◎	○		○			○		日常清掃は利用前後に行うこと。
	窓	ガラス	63.00					○			○	
キャビン身障者対応2サイト	床・便器	フローリング	96.12	◎	○		○			○		
	窓	ガラス	25.20					○			○	
大型キャビン3サイト	床・便器	フローリング	245.94	◎	○		○			○		
	窓	ガラス	53.70					○			○	
丸太工房	土間	コンクリート	146.30	○								
	窓	ガラス	30.00					○			○	
便所	床・便器	タイル	36.00	○		○	○					
	窓	ガラス	3.00					○			○	
テントサイト			9,630	○								ゴミ、落ち葉拾い
園路			2,520	○								
駐車場			10,000	○								
芝生広場			8,446	○								
いこいの広場			1,200	○								
溪流広場			5,000	○								
冒険の森			14,500	○								
遊歩道			15,084						○			

掃き掃除：「◎」は、掃除機による掃き掃除

ワックスがけ又は洗剤洗浄：「○」はワックスがけ、「◎」は洗剤洗浄

別表 3 遊具安全点検業務作業基準表

設置場所	遊具名	数量
いこいの広場	複合遊具	1
冒険の森	グリット遊具 1 (斜面)	1
	グリット遊具 2 (斜面)	1
	きのこ登り	1
	ラダー	1
	ローラー滑り台	1
	ロープウェイ	1
	大型複合遊具	1
	ジャンボ滑り台	1
	森の冒険 (複合遊具)	1
	滝つぼジャンプ	1
	沢渡り	1
	やまびこ渡り	1
	見張り台	1
	むささびロープ	1
	つるつる斜面	1
	森の塔	1

点検内容

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に沿い、安全管理に努めること。

日常点検 (雨天時以外毎日)

目視、触検による点検、遊具周辺部の点検清掃等

定期点検 (月 1 回)

破損部の有無確認

ねじ緩み有無確認

塗装状態確認

周辺土壌の確認

ローラーの回転状態確認

ロープ亀裂有無確認

なお、年に 1 回専門業者による点検を行うこと。

別表 4 植栽管理業務作業基準表

樹木管理

作業名称	対象物	数量	単位	回数	備考
刈り込み	オートキャンプ場、 主園路	17,830	m ²	1回/1年	
施肥	オートキャンプ場、 主園路	17,830	m ²	1回/1年	
病虫害防除	オートキャンプ場、 主園路	17,830	m ²	1回/1年	
人力除草	オートキャンプ場	8,730	m ²	2回/1年	

芝生管理

作業名称	対象物	数量	単位	回数	備考
芝生刈り（自走式）	芝生（オートキャンプ場）	8,730	m ²	2回/1年	
施肥	芝生（芝生広場）	3,980	m ²	2回/1年	
病虫害防除	芝生（いこいの広場）	1,200	m ²	1回/1年	
エアレーション				1回/2年	
人力除草				2回/1年	
灌水				随時	
芝補植・目土	芝生	300	m ²	1回/1年	必要に応じて行う

樹林、遊歩道管理

作業名称	対象物	数量	単位	回数	備考
下草刈り	遊歩道	15,084	m ²	1回/1年	

その他

作業名称	対象物	数量	単位	回数	備考
下草刈り	看板付近（村道入口）	343	m ²	2回/1年	
下草刈り	主園路	9,100	m ²	2回/1年	
下草刈り	主園路法面	3,589	m ²	2回/1年	
下草刈り	大型遊具場	2,100	m ²	1回/1年	
人力除草				2回/1年	
下草刈り	溪流広場	1,276	m ²	1回/1年	